第７次流山市障害者計画並びに第８期流山市障害福祉計画及び第４期流山市障害児福祉計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

１　件名

第７次流山市障害者計画並びに第８期流山市障害福祉計画及び第４期流山市障害児福祉計画（素案）についての意見の募集

２　目的

この要領は、第７次流山市障害者計画並びに第８期流山市障害福祉計画及び第４期流山市障害児福祉計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

３　趣旨

①第７次流山市障害者計画は、障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、策定するものです。この計画は、「流山市総合計画（基本構想・基本計画）」及び第５期流山市地域福祉計画の部門計画として策定するものです。

②第８期流山市障害福祉計画は、障害者総合支援法第８８条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また、第４期流山市障害児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０に規定する「市町村障害児福祉計画として策定するものです。

４　計画の概要

①第７次障害者計画は、「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。施策分野ごとに方向性を示し、事業展開するものです。

②第８期流山市障害福祉計画及び第４期流山市障害児福祉計画は、従前の計画の実績と今後の課題を踏まえ、令和９年度から令和１１年度までの３年間における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の各サービスの必要な供給量を見込み、サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

５　計画案

別紙のとおり

６　計画（案）の公表方法

（１）閲覧場所

市役所（障害者支援課、こども家庭センター、情報公開コーナー）、障害者就労支援センター、各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、障害者福祉センター、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、身体障害者デイサービスセンター、さつき園、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、各障害者相談支援事業委託事業所、各地域子育て支援拠点、各児童発達支援センター、流山市成年後見推進センター、流山市くらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンター、幼児教育支援センター

（２）市ホームページ

トップページ＞市政情報＞市への意見･提案＞パブリックコメント手続

７　意見を提出できる者

（１）市内に住所を有する者

（２）市内に事務所又は事業所を有する者

（３）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（４）市内に存する学校に在学する者

８　意見の募集期間

令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月２１日（月）【必着】

９　意見の提出方法

（１）別紙様式（任意の様式も可）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。

（２）市ホームページ記載の外部リンクより「ちば電子申請サービス」へログインし、必要事項入力のうえ、御提出ください。

１０　その他

（１）御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

（２）電話、口頭などによる「９　意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

１１　問い合わせ先及び提出先

〒２７０－０１９２　流山市平和台１－１－１

流山市役所　健康福祉部　障害者支援課

電話　０４（７１５０）６０８１　FAX ０４（７１５８）２７２７

電子メール　shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp